

人事行政の運営等の状況の公表

井川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度予算（令和2年度決算）における町職員の状況等について公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R3.1.1 現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (C=B/A)	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	%	%
令和2年度	4,584	3,912,866	602,226	15.4	16.7

※人件費には、特別職の給料や報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	62	196,513	28,861	73,396	298,770	4,819

※1 特別職の給料、手当は含みません。

2 職員手当には退職手当及び児童手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ラスパイレス	92.0	90.2	90.8	93.8	93.6

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（各年4月1日現在）

区 分	令和2年		令和3年	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
	百円	歳	百円	歳
一般行政職	2,767	38	2,783	38
技能労務職	—	—	—	—

※ 平均給料月額とは、各年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

なお、個人を特定できる箇所は省略します。

※ 再任用職員は除きます。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職	
	大学卒(上級)	短大卒(中級)	高校卒(初級)	高校卒	中学卒
初 任 給	円 181,928	円 162,396	円 149,610	円 146,992	円 131,286
2年後の給料	円 193,708	円 173,975	円 158,067	円 155,349	円 138,132

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	2,522 百円	—	3,348 百円
	高校卒	—	2,842 百円	3,212 百円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

※ 個人を特定できる箇所は省略します。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職（行政職給料表（一））の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事	主任	主査	課長 補佐	課長	課長	
職員数	人 16	人 10	人 10	人 6	人 5	人 1	人 48
構成比	% 33.4	% 20.8	% 20.8	% 12.5	% 10.4	% 2.1	% 100.0
前年度 構成比	% 38.3	% 14.9	% 19.1	% 14.9	% 10.6	% 2.1	% 100.0

※1 井川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 再任用職員は除きます。

4 一般職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和3年4月1日現在）

区 分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.875 月分	0.875 月分	1.75 月分
計	2.150 月分	2.150 月分	4.30 月分

※ 令和2年人事院勧告前の率を表しております。

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

区 分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度額
自己都合	19.669500 月分	28.03950 月分	39.7575 月分	47.7090 月分
定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.7090 月分	47.7090 月分

※ 退職手当は退職時の給料月額に支給割合を乗じて支給されます。

(3) 特殊勤務手当（令和2年度）

区 分	支給職員数	全職員（一般職）に 占める割合	手当支給職員 1 人当りの 平均支給年額
	人	%	千円
診療所職員	2	2.9	6

※ 診療所の特殊勤務手当は、患者取扱調整手当及び往診手当です。

(4) 時間外勤務手当（令和2年度）

支給総額	6,686 千円
支給対象職員 1 人当たりの支給年額	101 千円

※ 水道事業会計職員及び選挙費分を除きます。

(5) 扶養手当・住居手当・通勤手当（令和3年4月1日現在）

扶養手当	○配偶者の分	6,500 円
	○配偶者以外の分	6,500 円
	○扶養親族たる子の分	10,000 円
	○扶養親族たる子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合	5,000 円を加算
住居手当	借家の場合の支給限度額	27,000 円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額	55,000 円
	自動車等利用の場合の支給限度額	31,600 円

5 特別職の給料等の状況

特別職の給料等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	給料（報酬）月額	期末手当
町 長	710,000 円	6 月期 1.525 月分 12 月期 1.525 月分 計 3.050 月分
副 町 長	567,000 円	
教 育 長	495,000 円	
議 長	252,000 円	
副 議 長	225,000 円	
議 員	212,000 円	

6 任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況（令和2年度）

採用 (うち再任用)	退職（再任用含む）				職員数（特別職除く） 令和3年4月1日現在
	定年・勸奨	自己都合	その他	計	
人 5（0）	人 1	人 3	人 0	人 4	人 70

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
一 般 行 政	議 会	1	1		業務内容の見直しによる増
	総 務	15	15		
	税 務	3	3		
	民 生	20	20		
	衛 生	7	8	1	
	農 林	5	5		
	商 工	0	0		
	土 木	2	2		
小 計		53	54	1	
特 別	教 育 (教育長除く)	7	6	▲ 1	業務内容の見直しによる減
	小 計	7	6		
普通会計 計		60	60		
企 業 会 計	病 院	3	3		組織体制の改編による増
	水 道	3	3		
	下 水 道	0	0		
	そ の 他	3	4	1	
	小 計	9	10		
合 計		69	70	1	

※ 職員数は一般職（特別職を除き再任用職員を含む。）に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
職員数	人 0	人 5	人 12	人 5	人 10	人 5	人 6	人 11	人 7	人 4	人 5	人 0	人 70

※ 職員数は一般職（特別職を除き再任用職員を含む。）に属する職員。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

勤務時間	8：30 ～ 17：15
休憩時間	12：00 ～ 13：00

※ 戸籍業務を行っている担当職員の勤務時間等については、窓口時間延長に伴い、勤務時間等の割り振りを変更しております。

(2) 休暇制度の概要

種 別	概 要
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に基づき与えられる有給による休暇。1年につき、最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病 気 休 暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し医師の診断に基づき最小限度必要と認められる期間その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（選挙権の行使、結婚、出産、子の看護、介護、交通機関の事故等）
介 護 休 暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇です。
組 合 休 暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3) 年次休暇の取得状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (D=B/C)	消化率 (E=B/A)
日	日	人	日	%
2,352	569	61	9.3	24.2

※1 総付与日数とは、令和2年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

2 全対象職員数とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの全期間を在職した一般職員です。

(4) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況（令和2年度）

育児休業（女性） 取得者数	育児休業（男性） 取得者数	部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
人	人	人	人
0	0	0	0

8 分限及び懲戒の状況

分限処分・懲戒処分者数（令和2年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 職員の研修の状況

研修の状況（令和2年度）

実施主体	研修名	参加者数
秋田県町村会	新規採用者研修	6人
	3年目職員研修	7人
	主任研修	3人
	監督者級Ⅰ研修（係長相当職）	2人
	監督者級Ⅱ研修（課長補佐等）	2人
秋田県自治研修所	能力開発等研修（e-ラーニング）	30人

10 公平委員会の事務に関する業務状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	申立者	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					